

特記仕様書

- 1 委託名 尾鷲市公衆便所清掃業務委託
- 2 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 委託場所 A 尾鷲駅前公衆便所
B 黒の浜公衆便所
C 駅前ビジターセンター公衆便所
D 向井八鬼山入口公衆便所
- 4 構造 別紙仕様書のとおり
- 5 管理回数 別紙仕様書のとおり
- 6 業務内容 (1) 公衆便所内の天井、壁、床面、便器の清掃及び消毒
(2) 便所内及び付近のゴミの収集、処理
- 7 業務の実施にあたっては、次の事項について十分注意すること。
 - (1) 水を飛散させておかないこと。
 - (2) 水道の使用にあたっては、極力節約に努め適正な委託業務を実施すること。
- 8 この委託業務に使用する材料は、品質の良好なものを使用すること。
- 9 特記事項
 - (1) 清掃方法は、洗剤等を用いての床面、便器に付着している汚物を処理した後、床面、便器に水を流し床ブラシ等でみがき、天井、壁の汚れ等も取り除くこと。
 - (2) 受託者は、業務過程において施設の損傷等の異常を認めた場合は、すみやかに委託者に報告すること。
 - (3) 受託者は、毎月の委託業務終了後、業務成果書を委託者に提出すること。
 - (4) トイレトペーパーについては、委託者より支給を行うが、受託者において、受け払い状況を記録した帳簿を備え付け、補完・管理を行うものとする。
 - (5) 清掃業務に必要な器具及び消耗品は、受託者が負担するものとする。
 - (6) 委託業務の実施にあたって、委託者及び第三者に損害を与えた場合は、委託者の責に帰する事由による場合以外は、受託者の責任において処理するものとする。
 - (7) この仕様書に定めのない事項及び仕様に関し疑義を生じた場合は、委託者、受託者協議のうえ行うものとする。